

令和7年度（2025年度）熊本市市有施設への太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

（1）事業名

令和7年度（2025年度）熊本市市有施設への太陽光発電設備導入事業

（2）目的

本市では、令和5年（2023年）3月に策定した熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン（熊本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））において、温室効果ガスの排出削減に向けた取組方針として市有施設における電力の脱炭素化を掲げており、PPA方式などの整備手法も活用しながら、再生可能エネルギー設備を最大限に導入することとしている。

本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、PPA方式による市有施設への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、導入対象施設の温室効果ガス排出を抑制するとともに災害時のエネルギーを確保することを目的とする。

（3）事業の内容

「令和7年度（2025年度）熊本市市有施設への太陽光発電設備導入事業基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。

（4）履行場所

基本仕様書別紙1（導入施設一覧）のとおりに。

（5）履行期間

- ・施工期間 ①帯山中学校、龍田小学校、富合小学校、二岡中学校
契約締結日から令和9年（2027年）3月15日まで
- ②植木病院、植木文化センター、公文書館、北部まちづくりセンター
契約締結日から令和10年（2028年）3月15日まで
- ③天明義務教育学校、飽田まちづくりセンター、アスパル富合、上下水道局庁舎（カーポート）、環境総合センター
契約締結日から令和11年（2029年）3月15日まで
- ・太陽光発電設備による発電電力の購入期間 各施設の施工完了後20年間

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所7階
熊本市環境局環境推進部脱炭素戦略課
電話 096-328-2355（直通）
メールアドレス datsutanso@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

- (1) 令和7年(2025年)11月21日(金) 公告、参加表明書受付
- (2) 令和7年(2025年)12月 8日(月) 参加表明書の提出期限
- (3) 令和7年(2025年)12月 8日(月) 質問書提出期限
- (4) 令和7年(2025年)12月 9日(火) 参加資格審査通知
- (5) 令和7年(2025年)12月15日(月) 質問書回答期限
- (6) 令和7年(2025年)12月16日(火) 技術提案書等提出期限
- (7) 令和7年(2025年)12月24日(水) 選定委員会による審査
- (8) 令和7年(2025年)12月26日(金) 選定結果公表

※ ただし、参加表明書の提出者数に応じ、スケジュールを変更する可能性がある。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 物品競争入札(見積)参加資格審査申請書を提出し、熊本市物品売買(修理)契約参加資格者に関する要綱(平成13年10月1日施行)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種「電力・燃料類」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含め、各資格者証の写し(表・裏)を提出すること。なお、外部委託も可とするが、実施体制に明示すること。
 - ア 一級建築士
 - イ 電気主任技術者(第3種以上)
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第18

1号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

5 提出書類

紙で提出すること。

(1) 提出の形式・部数

ア 参加表明書(様式第1号)	1部
イ 参加資格審査調書(様式第2号)	1部
ウ 業務実績書(様式第3号)	1部
エ 技術提案書提出書(様式第4号)	正本1部、副本7部
オ 技術提案書	正本1部、副本7部
・事業の実施内容(様式第4-1号)	
・事業実施体制(様式第4-2号)	
・事業収支計画書(様式第4-3号)	

(2) 提出期限

ア 参加表明書(様式第1号)、参加資格審査調書(様式第2号)、業務実績書(様式第3号)

令和7年(2025年)12月8日(月) 17時まで

なお、参加資格の審査を行い、令和7年(2025年)12月9日(火)までに結果を通知する。

イ 技術提案書提出書(様式第4号)、事業の実施内容(様式第4-1号)、事業実施体制(様式第4-2号)、事業収支計画(様式第4-3号)

令和7年(2025年)12月16日(火) 17時まで

(3) 提出先

「2 担当部局」へ提出

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は8時30分から17時まで(休日を除く。)

イ 郵送の場合は簡易書留郵便とし、脱炭素戦略課に到着した時点を提出とみなす。

(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

(5) 技術提案書を提出後に都合により辞退するときは、その旨を書面(様式は自由)で提出すること。

(6) 留意事項

事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書(様式第2号)中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合

員を特定することが困難な場合は、複数の候補組員名を記載してもよいこととする。

6 業務実績書の内容

国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和2年度から参加表明書等提出日までに電力の供給を開始した、PPA方式による公共施設への太陽光発電設備設置に係る業務実績を有する場合は、業務実績書（様式第3号）に記載し、契約書の写し等を添えて提出すること。

7 技術提案書の内容

基本仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。なお、検討にあたっては、参加資格があると認めた者に対して提供する以下の資料を参考とすること。

（提供する資料）

- ・図面（屋根伏図・矩計図・単線結線図・電気室図面等）
- ・構造計算書の一部
- ・1年間の電力使用量の30分値（公文書館、天明義務教育学校を除く）
- ・自家消費料金の上限単価に係る資料

（1）事業の実施内容（様式第4－1号）

次のア～キまでを必須事項として含めること。

ア 事業概要

設備のシステム構成図（提案する施設毎）を記載すること。なお、本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱等に基づいたシステム構成としなければならない。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））の検討結果を記載すること。

ウ 蓄電池設備容量

対象施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））の検討結果を記載すること。

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置場所、設置方法を記載すること。なお、想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・設備設置時の屋上（屋根）防水への影響および屋上防水改修等の施設の維持管理に配慮した設置方法等を提案すること。

オ 停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、停電時の利用方法を提案すること。

- ・ 停電時のシステム構成図
- ・ 停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

カ 自家消費料金単価

- ・ 別紙に示す補助金限度額に応じて、本事業に市補助金を充当し低減した自家消費料金単価を提案すること。また、市補助金を充当しない場合の自家消費料金単価も示すこと。
- ・ 参加資格審査結果決定通知送付後に本市より提示された自家消費料金の上限単価に係る資料をもとに提案すること。なお、単価は事業期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

キ その他独自提案

- ・ 当該システムによる学生や地域住民に対する環境教育への活用等を提案すること。

（２）事業実施体制（様式第４－２号）

次のア～キまでを必須事項として含めること。

ア 事業実施体制図

代表事業者名、外部委託事業者名及びそれぞれの事業者における役割を明示するとともに、本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

イ 事業計画

工事計画概要（設備導入工程表）及び事業フローを記載すること。

ウ 運転計画

運転期間における維持管理、メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。

エ 県内地場企業の活用の提案

調査、資材調達、工事施工及び維持管理等において、熊本県地場企業（熊本県内に本社を有する企業）の活用（予定含む）について任意の提案を記載することができる。

オ 故障、緊急時の対応体制図

カ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

（３）事業収支計画書（様式第４－３号）

設備費、工事費、運転管理、維持管理等に要する費用、資金調達を含めた事業期間の事業収支計画書を施設ごとに記載すること。

8 技術提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 用紙サイズはA4縦長を基本とすること。図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。
- (2) 技術提案書には表紙をつけ、表題として「令和7年度（2025年度）熊本市市有施設への太陽光発電設備導入事業」と記載すること。
- (3) 技術提案書は、フラットファイルに綴じ、正本は表紙に社名を記載すること。副本は表紙、本文ともに社名が判別されないよう施すこと。
- (4) 提出できる技術提案は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの技術提案が含まれる提案も認めない。
- (5) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (6) 体裁は以下のとおりとする。
 - ア 用紙はA4縦長で使用し、文書は全て横書きとする。また、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
 - イ ワードプロソフト等を使用して作成し、本文の文字サイズは12pt以上に設定すること。
 - ウ 言語は日本語、通貨は円とすること。

9 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 説明会等

説明会等は実施しない。

11 質問書について

(1) 提出方法

質問書（様式第5号）を持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(2) 提出期間

令和7年（2025年）11月21日（金）から令和7年（2025年）12月8日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所7階

熊本市環境局環境推進部脱炭素戦略課

電話 096-328-2355（直通）

メールアドレス datsutanso@city.kumamoto.lg.jp

（４）質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供するとともに、熊本市ホームページにも掲載する（個別回答は行わない）。

ア 閲覧期間及び掲載期間

令和7年（2025年）12月15日（月）までに開始し、令和7年（2025年）12月24日（水）までとする。

イ 閲覧場所

「2 担当部局」とする。

12 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

13 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

（１）実施日時

令和7年（2025年）12月24日（水）（予定） ※日時は別途指示する。

（２）実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 7階会議室

（３）所要時間

ア プレゼンテーション 15分間（予定）

イ ヒアリング 15分間（予定）

（４）提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、別表「熊本市市有施設への太陽光発電設備導入事業提案書等審査基準」（以下「審査基準」という。）に示す審査項目について実施するものとする。

（５）プレゼンテーション及びヒアリングに際して、追加資料は受理しない。

（６）プレゼンテーション及びヒアリングに参加する人数は、1者につき4人までとする。

（７）プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席又は遅刻した場合は、当該プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席又は遅刻した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション及びヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

のとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション及びヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは失格とする。

(8) 留意事項

ア プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

イ プレゼンテーションの際、パソコンなど機器の使用を認めるが、準備等はプロポーザル参加者が行うこと。ただし、用いる資料は9(2)イの提出資料とする。(液晶モニターについては実施場所のものを使用することも可)

14 審査の方法等

(1) 審査の主体

別に定める「令和7年度(2025年度)重点対策加速化事業における太陽光発電設備による発電電力の購入業者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

「審査基準」による。

(3) 審査の方法

業務実績書、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを基に審査し、全審査委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。なお、全審査委員の評価点の合計が同点の場合は、審査基準における技術提案(1)の評価点の合計が高い1者を契約候補者として選定し、審査基準における技術提案(1)の評価点の合計が同点の場合は、審査基準における技術提案(6)の評価点の合計が高い1者を契約候補者として選定する。審査基準における技術提案(6)の評価点の合計が同点の場合は出席委員の多数決により決定することとし、それでも決しない場合は会長が決定する。ただし、各委員の評価点の平均点が35点(100点満点中)に満たない場合は、本市が要求する水準に満たないものとして選定しない。

15 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称(ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示)

(2) 提案者(契約候補者のみ商号又は名称を表示)の評価点

16 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

17 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本事業に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市が決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても（1）と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

18 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とPPA方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業に係る契約を締結し、1年間以上の電力供給を行った実績が2件以上あり、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出し、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められたとき。

(3) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ プレゼンテーションへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書、提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

- エ 提出された参加表明書、提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書、提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- ク 提案書等の作成に当たっては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利に留意すること。
- (4) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (5) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (6) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消えるボールペンは不可）。

別表「令和7年度（2025年度）熊本市市有施設への太陽光発電設備導入事業提案書等審査基準」

審査項目			審査基準	配点
技術 提案	(1)	導入設備の内容	太陽光発電設備容量(kW)が大きい（対象施設合計） $\text{評価点} = \frac{(\text{事業者提案の太陽光発電設備出力の合計} - 960.5)(\text{kW})}{(\text{全事業者提案中最大の太陽光発電設備出力の合計} - 960.5)(\text{kW})} \times 20\text{点}$ ※1 評価点は小数点以下四捨五入 ※2 全事業者提案中最大の太陽光発電設備出力の合計が 960.5kW 以下の場合は 0 点とする ※3 事業者提案の太陽光発電設備出力が 960.5kW 以下の場合は 0 点とする	20
	(2)		蓄電池容量(kWh)が大きい（対象施設合計）	5
	(3)	設備の設置仕様	風圧・積雪・地震等に対する配慮は妥当か	5
	(4)		屋上（屋根）防水に対する配慮は妥当か	10
	(5)	停電等の非常時における利用	非常時利用における利便性が充実しているか	5
	(6)	自家消費料金単価	上限額と比較して安価になっているか $\text{評価点} = \frac{(\text{自家消費料金上限額} - \text{事業者提案価格})(\text{円})}{(\text{自家消費料金上限額} - \text{全事業者提案中最低提案価格})(\text{円})} \times 15\text{点}$ ※1 評価点は小数点以下四捨五入 ※2 全事業者提案中最低提案価格が自家消費料金上限額と同一の場合は 0 点とする ※3 事業者提案価格が自家消費料金上限額を超える場合は失格（全項目 0 点）とする ※4 事業者提案単価が各施設区分ごとの上限単価を超える場合は失格（全項目 0 点）とする	15
	(7)	その他独自提案	学生や地域住民に対する環境教育への活用等について提案があるか。	5
実施 体制	(1)	施工能力	施工に係る提案内容の実施体制（従事するスタッフの経験や人数、専任性等）及び施工スケジュールは適当か	10
	(2)	維持管理能力	維持管理等に係る提案内容の実施体制（従事するスタッフの経験や人数、専任性等）、メンテナンス計画、リスクに対する対策及び事業収支は適当か	10
	(3)	地場企業の活用	熊本県地場企業（熊本県内に本社を有する企業）を活用しているか（調査・資材調達・工事施工・維持管理等）	5
	(4)	リスク対策	故障・緊急時の対応体制及び事業実施中のリスク対策は適当か	5
実績	(1)	類似実績	過去に PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備設置に係る業務実績があり、問題なく実施が見込めるか	5
合計				100